

令和7年11月5日

第4回富津市子ども・子育て会議 資料1

乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）について

富津市
健康福祉部保育課
令和7年11月

1. 制度概要

制度創設の背景

国は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度を創設しました。

令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として全国の自治体において実施されます。

対象者

保育所等に通っていない**0歳6ヶ月～満3歳未満（3歳誕生日の前々日まで）**

利用時間枠

未定

令和7年度は、**月10時間**の枠内において時間単位で柔軟に利用可能（令和8・9年度経過措置あり）

保護者負担

施設で設定（1時間当たり300円を標準とする。）

一時預かりとの違い

一時預かり事業	こども誰でも通園制度
「保護者の立場からの必要性」に対応するもの	保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて子どもが成長していくよう、子どもの育ちを応援するもの

実施方法

【一般型】

- （在園児合同）保育所等とは別に定員を設定し、専用スペースを設けない。（専任職員配置）
- （専用室独立）保育所等とは別に定員を設定し、専用スペースを設ける。（専任職員配置）

【余裕活用型】

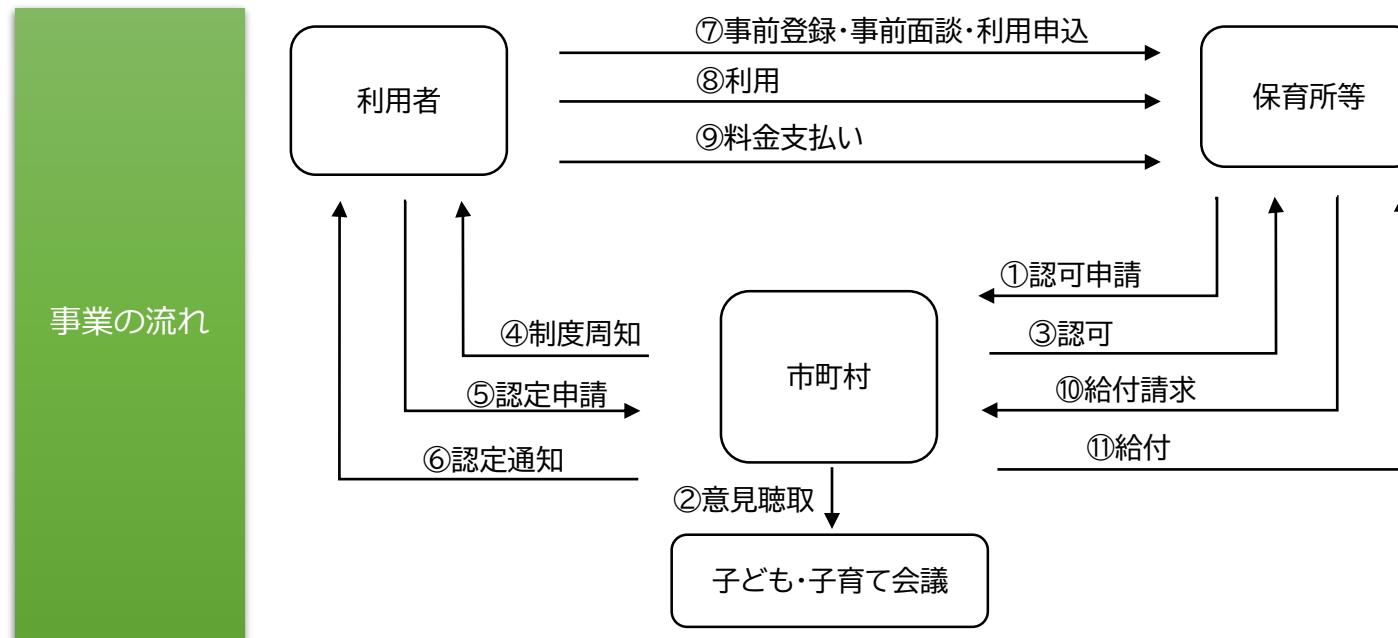
保育所等の空き定員の枠を活用して受け入れを行う。（既存の職員配置で対応）

1. 制度概要

利用方法	<p>【定期利用】 利用施設、曜日や時間を固定し、定期的に利用する。</p> <p>【柔軟利用】 利用施設、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する。</p>
実施施設	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター 等
給付費単価	<p>未定（国が、今後公定価格を設定する予定）</p> <p>参考）令和7年度（時間当たり）子ども子育て支援交付金</p> <p>0歳児：1,300円 1歳児：1,100円 2歳児：900円</p> <p>【加算】障がい児・要支援児童：400円 医療的ケア児：2,400円</p>
設備基準	面積要件等あり (0・1歳児：【一般型】乳児室 1.65 m ² 又は ほふく室：3.3 m ² 【余裕活用型】 3.3 m ² 2歳児：保育室又は遊戯室 1.98 m ²)
人員配置	原則、専従職員 2人以上（事業形態により緩和措置あり） 【一般型】保育所等と併せて実施する場合は、支障がない場合に限り、職員を兼ねることができ、専従職員を1人とすることができます。 【余裕活用型】保育所等の定員内で実施するため、専従職員は不要

1. 制度概要

実施する日時	時間や曜日を限定して実施することも可能
利用者の決定	利用調整（事由によって点数をつけ、順位を決定し、市町村が施設の利用を承諾する。）は不要で、施設において、利用可能枠の範囲内で受け入れる。
その他	事業を実施するには、市町村の認可が必要。 <認可手続→子ども・子育て会議等への意見聴取→認可→開所>



2. 令和8年度富津市立保育所における体制（案）

実施方法	<p>【余裕活用型】 保育所等の空き定員の枠を活用して受け入れを行う。</p>
受入年齢 受入日時 時間枠	<p>受入年齢：保育所等に通っていない0歳6ヶ月～満3歳未満（3歳誕生日の前々日まで） 受入可能な時間：概ね午前9～11時（未満児の主な活動時間） 受入可能な曜日：週2日（施設で曜日固定） 月の児童1人当たり時間枠：10時間</p>
利用方法	<p>【定期利用】 曜日や時間を固定し、原則、毎週または隔週で、特定の保育所を定期的に利用する。 (利用児童の発達過程等について個別計画の作成及び記録の必要があることから、定期的な利用を基本とする。)</p>
食事の提供	<p>(各施設の実情に応じ、提供について定めることができる) 給食：提供しない おやつ：提供する アレルギー対応：自宅からおやつを持参することを基本とする。 (対応する場合は医師の診断及び指示に基づく対応)</p>
親子通園	可能とする。児童だけでの通園を促していく。

2. 令和8年度富津市立保育所における体制（案）

特別な支援が必要な児童の受入れ

特別な支援が必要な児童は、基本的に受け入れることとするが、加配や特別な設備が必要な場合は、保育所の状況により判断する。

キャンセルポリシー

前日17時以降キャンセル：利用料0%、時間枠減算あり
当日の遅刻早退：利用料は利用した分支払い、時間枠減算あり

体調急変や災害発生時の対応

在園児と同じ対応とする。
そのために、既往歴や連絡先等を事前に十分に把握する。

利用の流れ

- ①利用者が市へ利用申請
- ②市が審査、利用認定、認定証発行
- ③利用者が保育所を選定、施設へ事前面談申込
- ④保育所と利用者で面談日程を調整し、面談実施
- ⑤利用者が利用予約
- ⑥保育所が予約を確定
- ⑦利用

総合支援システム

上記①～⑦について、利用者・市は国の「こども誰でも通園制度総合支援システム」を活用し、利便性・効率化を図る。

計画と記録

- ①全体的な計画（既存計画に追記）
- ②個別計画（在園児と同じ計画の一部に記入）
- ③連絡帳（アプリで活動内容を保護者と共有）
- ④保育日誌（保育所内での記録）

3. 条例整備について（案）

趣旨

- ①児童福祉法において、市町村による認可事業として位置づけられ、市町村は、事業実施にあたり、設備及び運営について条例でその基準を定めなければならないとされた。 **（認可基準）**
- ②子ども・子育て支援法において、本事業を実施する事業者は、本事業の運営について、市町村の「確認」を受けることで、その要した費用について、国が定める公定価格に基づき乳児等支援給付費として給付を受けることができると定められ、その基準は、市町村が条例で定めるとされた。 **（確認基準）**

①認可基準

市町村は、認可基準として、設備及び運営について、内閣府令で定める基準を基に条例を定めることとされており、内閣府令において「従うべき基準※¹」と「参酌すべき基準※²」が定められている。

※ 1 従うべき基準：必ず適合しなければならない基準であり、異なる内容を定めることは許されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。

※ 2 参照すべき基準：十分参考しなければならない基準で、国の基準を十分参考した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容される。

富津市において定める認可基準に係る条例については、国の基準と異なる内容を定める特別な実情はないことから、国の基準に沿ったものとする。

3. 条例整備について（案）～（認可基準条例の主な内容（案））～

認可基準条例の主な内容（従うべき基準を中心に概要を記載）

参
照
す
べき
基
準

事業者の 一般原則 (条例案第6条)

実施事業者は、利用児童の人権に配慮すること、地域社会との交流・連携、内部評価、外部評価、保健衛生及び危害防止に配慮した設備の整備をしなければならない。

従
う
べき
基
準

安全計画の 策定等 (条例案第8条)

実施事業者は、利用児童の安全確保を図るため、設備の安全点検、安全指導、職員研修・訓練や安全計画の策定、安全計画の保護者周知を実施しなければならない。

従
う
べき
基
準

自動車を運行す る場合の所在の 確認 (条例案第9条)

実施事業者は、自動車を運行するときは、乗降の際の点呼、送迎バスへの見落とし防止ブザー等の設置をしなければならない。

参
照
す
べき
基
準

職員等の 一般的条件 (条例案第10条)

実施事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性・倫理観・熱意のある者であり、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

【暴力団排除】独自基準

実施事業者及びその職員は、富津市暴力団排除条例に規定する暴力団員等であってはならない。

従
う
べき
基
準

他の社会福祉 施設等を合わ せて設置する ときの設備及 び職員の基 (条例案第12条)

実施事業所は、社会福祉施設等を併せて設置するときは、当該事業に支障がない場合に限り、必要に応じ、設備及び職員の一部を兼ねることができる。

3. 条例整備について（案）～（認可基準条例の主な内容（案））～

認可基準条例の主な内容（従うべき基準を中心に概要を記載）

従うべき基準	利用乳幼児を平等に取り扱う原則 (条例案第13条)	実施事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取り扱いをしてはならない。
従うべき基準	虐待等の禁止 (条例案第14条)	実施事業所の職員は、利用乳幼児に対し、暴行、わいせつな行為、長時間の放置等、利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
従うべき基準	食事 (条例案第16条)	実施事業者は、食事提供を行う場合、提供に必要な調理のための加熱・保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
参酌すべき基準	内部の規程 (条例案第17条)	実施事業者は、当該事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならぬ。 (目的及び運営方針、内容、職員の職種・員数・職務内容、提供時間・提供日、徴収費用の種類・額、利用定員、緊急時の対応方法、虐待防止のための措置 など)
従うべき基準	秘密保持等 (条例案第19条)	実施事業所の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。
従うべき基準	事業の区分 (条例案第21条)	本事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。 【一般型】：下記余裕活用型に該当しないもの 【余裕活用型】：保育所等においてその施設又は事業を利用する児童が利用定員の総数に満たない場合、その差の人数以下を対象として行う。

3. 条例整備について（案）～（認可基準条例の主な内容（案））～

認可基準条例の主な内容（従うべき基準を中心に概要を記載）

従うべき基準	設備の基準 (条例案第22条) (条例案第26条)	【参酌すべき基準】（調理設備に係る部分以外） 一般型 <0・1歳> 乳児室：1.65m ² ／人、ほふく室：3.3m ² ／人 <2歳> 保育室又は遊戯室：1.98m ² ／人 【従うべき基準】（調理設備に係る部分） 耐火構造、防火・延焼防止のための必要な措置 など 【従うべき基準】 既存保育所等における各基準を遵守
従うべき基準	職員 (条例案第23条) (条例案第26条)	○一般型の実施事業所は、保育士等を置かなければならぬ。 <配置基準> 0歳・・・3：1（児童：職員） 1・2歳・・・6：1（児童：職員） ・半数以上は保育士とする。 ・事業所1か所につき2人を下ることができない。（保育所等と一体的に運営されており、保育所等の職員による支援を受けることができる場合などは、1人とすることができる。） ○既存保育所等における各基準を遵守
従うべき基準	乳児等通園 支援の内容 (条例案第24条)	当該事業は、国の定める保育所保育指針に準じ、当該事業の特性に留意して、利用児童及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

3. 条例整備について（案）～（確認基準条例の主な内容（案））～

②確認基準

市町村は、確認基準として、運営について、内閣府令で定める基準を基に条例を定めることとされており、内閣府令において「従うべき基準」と「参酌すべき基準」が規定される予定である。現時点では、内閣府令が確定しておらず、暫定案が示されている状況である。（内閣府令は、令和7年11月中に公布予定）

暫定案にて示されている主な項目は次のとおり。

○利用定員に関する基準

1時間当たりの利用定員及び1月当たりの利用定員を定めるものとする。

○運営に関する基準

面談、正当な理由のない提供拒否の禁止、支払、虐待等の禁止、秘密保持等、事故発生の防止及び発生時の対応などを定めるものとする。

富津市において定める確認基準に係る条例については、国の基準と異なる内容を定める特別な実情はないことから、認可基準に係る条例と同様に、国の基準に沿ったものとする予定である。

4. スケジュール

※国の動向等によりスケジュールが変更となる可能性があります。

- 令和7年 4月
- ・市内保育施設長会議（制度の情報共有） ※必要に応じ隨時開催
- 9月
- ・市内保育施設長会議（制度概要説明、市立保育所における体制（素案）説明等）
- 10月
- ・令和8年度当初予算要求（給付費等）
 - ・実施施設候補の選定
- 11月
- ・子ども・子育て会議にて制度概要及び条例案説明【本日の会議】
 - ・市議会全員協議会にて制度概要等説明
 - ・12月議会へ条例案①上程
- (①富津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例)
- 12月
- ・①子ども・子育て支援法施行細則 改正（保護者からの申請書様式等）
 - ・②（仮）富津市乳児等通園支援事業実施規則 制定（市立保育所における実施方法等）
- 令和8年 1月
- ・（私立で実施の場合）法人から市へ認可申請
- 2月
- ・子ども・子育て会議へ実施施設について意見聴取
 - ・（私立で実施の場合）市による認可
 - ・市民周知（市HP・子育てLINE等）
- 3月
- ・3月議会へ条例案②上程
- (②富津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例)
- ※国の基準の内容によっては、次年度での制定となる。
- ・③（仮）富津市乳児等通園支援事業実施施設の確認の手続き等に関する規則 制定（施設からの確認の申請様式等）
 - ・利用者申請受付開始
 - ・（私立で実施の場合）法人から市へ確認申請
 - ・（私立で実施の場合）市による確認
 - ・令和8年度当初予算議決
- 4月
- ・事業開始